

無料・当選商法によるバス旅行等への参加の際には注意しましょう

【事例1】

ドラッグストアの抽選で当たった無料招待のバス旅行に参加した。宝石店に立ち寄ることは行程表に記載があって知っていた。ショーケースが並ぶ店内で、首、肩、腰に効くという磁気ネックレスについてのパフォーマンスがあった。最初は安い物から紹介され、段々と高額な商品の説明になった。「今回特別価格」と言われ、滞在時間も長く、断りにくい状況となり、20万円でネックレスを購入してしまった。

解約したい。

【事例2】

行きつけのスーパーの日帰りバス旅行に当選し、旅行先でジュエリー工房を見学した。店内を見回っていると工房の担当者からダイヤモンドリングを勧められた。最初は買うつもりがなかったが「光り物は運気が上がる。あなたの住まいは、運気が上がる方向だ」等のセールストークで熱心に勧められ、断りづらくなって購入してしまった。

解約したいが可能だろうか。

抽選に当選し、「無料招待バス旅行」「格安バス旅行」に参加したところ、商品販売のための店舗や工場の見学がセティングされており、その見学会場で高額な商品を買わされたという苦情が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

- ① 通常、店舗内での購入契約はクーリング・オフ適用外です。
- ② しかし、バス旅行の行程に店舗への立ち寄りが組み込まれていることをあらかじめ知らされていなかった場合、店舗での勧誘は不意打ち性がある場合もあります。
- ③ ケースによっては、特定商取引法の「訪問販売」に該当する可能性があり、クーリング・オフを主張できることがあります。
- ④ 旅先で思わぬ買い物をして失敗したと後悔しないように、その場の雰囲気へのまねずによく考えて冷静な対応をすることが大切です。

トラブルに遭った場合には、お近くの消費生活センター等に相談してください。

全国共通188へかければつながります。

い や や
188 泣き寝入りと覚えてください。